

記者会見要旨
(2020年11月27日)

継続的専門研修の不適切な受講についての現状報告

1. 会員監査法人における CPE の不適切受講問題について、以前の記者会見でお話した会員監査法人以外の監査法人や団体についても過去の受講ログを調査しました。
2. その結果、二重受講に該当すると認定した者に対して、今年度の研修で履修義務を達成するための履修計画と誓約書の提出を指示しました。
3. また、二重受講のあった会員監査法人に対しては、再発防止策の提出と実施、職業倫理に関する研修の充実を求めます。
4. 不適切な受講のあった個人に対する協会の CPE 制度上の措置としては、氏名の公示、監査の辞退勧告などがありますが、そういった措置を実施するかを検討するとともに、懲戒処分に関しても、当該会員の会則及び規則違反事実の有無や懲戒処分に相当するかを現在検討中です。
5. それぞれの事情にもよりますが、懲戒処分が確定するまでには会員から適正手続等の審査申立ての期間を設ける制度もあるため、相応の時間が掛かります。なお、懲戒処分を行うことになれば 2021 年 2 月頃には確定させたいとは考えておりますが、明確にいつ終了するかは申し上げられない状況です。

プレスリリース「監査法人及び公認会計士の行政処分について」

6. 本日 11 月 27 日に金融庁から監査法人及び公認会計士に対する行政処分について発表がありました。
7. 監査法人と公認会計士に対して処分があり、監査法人については清算業務を除く業務停止 5 か月と極めて重い処分となりました。
8. 業務執行社員 2 名に対しては、1 人は登録抹消、もう 1 人は業務停止 2 年の処分となり、こちらも極めて重い処分です。
9. 処分理由は、故意により、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして監査報告を行ったためとされています。これを踏まえ、協会としても、監査法人への対応を具体的に検討したいと考えております。
10. 資料 1 プレスリリースに記載のとおり、協会では、9 月 16 日付けで同監査法人を上場会社監査事務所名簿から抹消しております。同監査法人は、6 月まで監査業務を行っていましたが、7 月以降は被監査会社については後任監査人が決まり、上場会社の監査を実施しておりません。なお、同監査法人は、10 月 27 日をもって解散し、清算法人に移行しております。

最近の協会、業界の主な動向について

11. 資料 2 に基づいて説明します。9 月 29 日に東京証券取引所から「株式事務の適正性確

保及び株主の議決権行使の環境改善に関する要請について」が発出されました。議決権の集計をめぐる問題に端を発して、株式事務代行会社と上場会社に対して環境改善の要請が行われたものです。株主総会の分散化については、6月中に分散するだけでなく、7月以降に株主総会を開催する会社が平時でも増えるべきと考えています。

12. 株主や投資家の中には、有価証券報告書を株主総会開催前に開示してほしいと考えている方も多くいると認識しています。国内の投資家だけでなく、海外の投資家にも同じ意見の方が多くいると認識しています。
13. 現在、金融庁で開催されているスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議においても、同会議メンバーで国際的な機関投資家団体である International Corporate Governance Network (ICGN) の CEO から同様の趣旨の意見が提出されています。
14. 現在の制度でも有価証券報告書を株主総会前に提出することは可能ですが、実行している会社は多くありません。これは、株主総会の開催時期と有価証券報告書の提出期限が近接していることも要因だと思っています。
15. 本来的には、会社法と金融商品取引法の開示は一元化した方が良いと考えています。場合によっては、以前議論されたことがあるように、上場会社をひとつの法律で規制することもあり得るのではないかと私個人としては考えています。
16. 10月23日に協会ウェブサイト「リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応」特設ページを開設しています。リモートワークについては今後もまだ続くと考えています。
17. 3月決算の日本企業のうち、IFRS 適用企業は親子会社で同じ決算期であることが強く求められるため重要な海外子会社は3月決算が多いですが、日本基準を適用している場合、海外子会社は12月決算であることが多いです。この2020年12月決算において、欧米の様にコロナの感染が相当程度広がっている状況でどのように決算を実施するか、海外子会社をもつ日本企業の監査でも海外子会社の監査を担当している現地の監査法人とのコミュニケーションを適時に実施できるか、棚卸立会をどのように実施するのか等、協会から適時にガイドライン等を情報発信できるよう特設ページを設けました。協会では、そのためのプロジェクトチームを設置し、関係団体とも協議しながら、適時に必要な情報を発信する予定です。
18. 10月30日に公表した「IPOを目指す企業の監査の担い手となる中小監査事務所リスト」は11月30日開催予定の「IPO 会計監査フォーラム」と関係しています。近年、「大手監査法人が IPO を望む企業との監査契約の締結を絞っているため、IPO が滞っている」という報道などもあり、昨年12月に金融庁が株式新規上場 (IPO) に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会を設置しました。
19. 参加者は協会、監査法人、ベンチャーキャピタル、証券会社、証券業協会、取引所などで、IPO マーケットに関わる関係者が現状について認識を共有し、円滑な IPO のために参加者それぞれに課題が示されました。それに対する協会の対応のひとつが10月30日

の「IPOを目指す企業の監査の担い手となる中小監査事務所リスト」の公表です。

20. IPOを行うことは簡単ではありません。まずは将来的に伸びていく基盤を持った成長ビジネスを確保しなければならず、ガバナンスや内部統制も整えなければなりません。ただ、経営者や上場前に資金を提供するベンチャーキャピタルは、色々な思いや事情があり早く上場したいと考えているケースも多いと思います。
21. そういった企業に対して監査が受けられる状態になるまで内部管理体制の整備などを支援するため、そのような支援ができる IPO 経験のある独立した会計士の名簿を作成して公表しました。また、IPO 監査に意欲を持っている中小監査事務所のリストも作成しました。
22. そういった取組全般を IPO 関係者と共有して成長企業をサポートしようという趣旨で、11月30日に「IPO 会計監査フォーラム」をオンラインにて開催します。
23. 11月11日に公表された監査基準の改訂に関する意見書に対して会長声明を発出しました。有価証券報告書の記述情報に対する監査人の手続について国際監査基準が改訂されたことを受けて、日本の監査基準も改訂されました。
24. 監査人は記述情報そのものを保証しませんが、記述情報をしっかりと読み込み、財務諸表と矛盾がないかを確認してその結果を監査報告書に記載するように改訂されました。
25. 監査人は、ガバナンスや、どういうビジネス活動をしているかをきちんと把握し、記述情報を検討しなければなりません。今までも監査人は記述情報を通読していましたが、今後は検討した結果を監査報告書に書くことになるので、監査人にとって重要な改訂だと認識しています。
26. また、KAM について、2020年3月期で早期適用した会社は50社にも満たない状況でした。約2,400社ある3月決算企業のほとんどが、次の2021年3月期決算で初めてKAMを適用となるため、監査人に対して早めの準備を促すとともに、KAMに関する研修も実施します。
27. 公認会計士試験について、短答式・論文式それぞれについて8月と11月に無事に実施でき、2021年2月に合格発表予定です。
28. 例年から約3か月遅れたスケジュールとなっており合格発表後、監査の現場で仕事するまでの研修期間も短くなるため、監査法人側もしっかりとトレーニングできるように準備をしています。
29. 9月30日にIFRS財団が非財務情報、日本では記述情報と呼ばれている部分の企業報告のスタンダード(基準)を作成する審議会を設けたいというコンサルテーションペーパーを出しました。日本も財務会計基準機構が中心になって、経済界、投資家団体等の市場関係者と協会も共同してコメントを提出する予定です。これは極めて大きな動きとなります。
30. もう1つの大きな動きとして、11月24日に、IIRCという統合報告のフレームワークを作成している団体が、環境に関わる会計基準を作成しているSASBという団体と2021年の半ばに統合することを前提に協議を進める方針を決定し、11月25日に公表しました。

31. これに先立って、IIRC と SASB に加えて、気候変動に関する開示を検討している CDSB という団体、その他サステナビリティ情報の開示を検討している CDP、GRI という団体があり、これら 5 団体が共同でグローバルな基準を作ろうという声明を 9 月に公表しています。これは企業にとっても監査人にとっても大きな動きであります。我々もしっかりと取り組んでいきたいと考えており、皆さんにも注目して頂ければと思います。

以 上